

## 8. みなし共同事業

同一家屋内で特殊関係者が事業を行っている場合には、その特殊関係者の事業所床面積及び従業者数を合算して免税点の判定を行います。

### (1) みなし共同事業の趣旨

事業主が次頁の「(2)特殊関係者の範囲」に掲げる特殊関係者を有していて、その特殊関係者の事業が事業主(特殊関係を有する者)と同一家屋内において行われている場合には、その特殊関係者が行う事業は特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負うこととなります。[法701の32(2)・通知第9章3(4)ウ]

この場合、特殊関係者を有する者の免税点については、その者が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と共同事業とみなされた特殊関係者の事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算して判定します。従って免税点の判定について自己の事業所等のみでは免税点を超えない場合でも、特殊関係者を有する場合には免税点を超えることがありますので注意してください。[令56の75(2)]

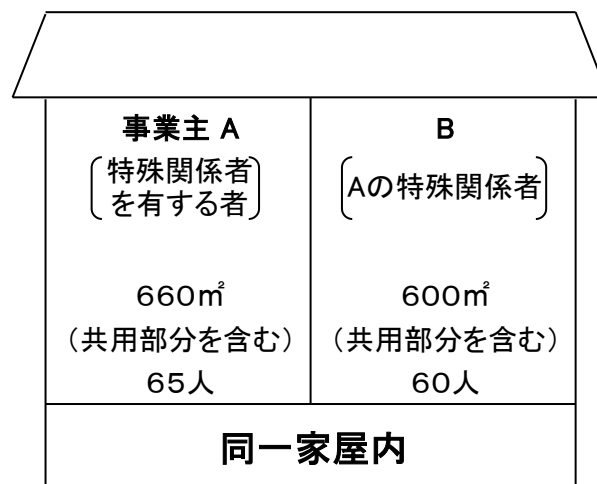
なお、課税標準は単独で行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります。[令56の51(2)]

このように特殊関係者を有する者の免税点の判定について特別の規定が設けられているのは、事業を分割又は系列化した場合において、経営形態が異なるという理由のみによって税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

(例)

右の事例の場合、事業主Aの免税点の判定は、共同事業とみなされる特殊関係者Bの事業の事業所床面積・従業者数を合算して行います。

この結果、Aの免税点判定における事業所床面積は1,260㎡、従業者数は125人となり、資産割・従業者割とも免税点を越えることとなります。なお、課税標準には特殊関係者Bの分は含めません。



※市街地再開発事業により施設建築物の一部が与えられた場合など、共同事業とみなされない場合があります。(⇒P58-2 みなし共同事業の除外要件)

## (2) 特殊関係者の範囲

免税点の合算対象となる特殊関係者には、家族、自社の親会社が同一である他の子会社などが該当します。

### 「特殊関係者」・「特殊関係者を有する者」

配偶者、親族その他の関係者及び法人税法に規定する同族会社（非同族の同族会社〔※注〕を含む。）のことを「特殊関係者」、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。

「特殊関係者」の範囲は、地方税法施行令第5条第1項各号の一に該当することとなる者とされています。

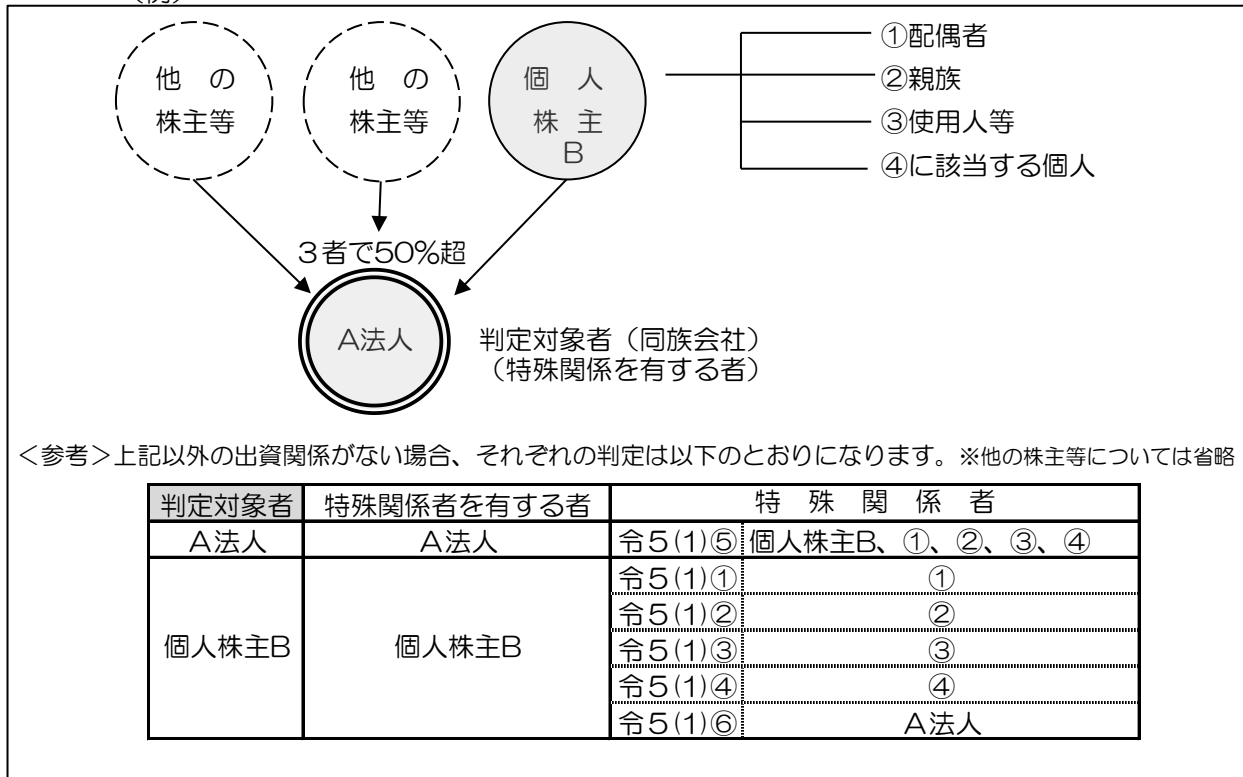
具体的には、「特殊関係者」の範囲は以下の①～⑦のいずれかに該当するものとなります。  
[令5（1）、令56の21（1）]

- ① 特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下、「判定対象者」とします。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② 判定対象者の親族（①にいう配偶者等を除く六親等内の血族及び三親等内の姻族をいう。）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ③ 判定対象者の使用人その他の個人（①の配偶者等及び②の親族を除く。）で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ④ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①及び②に該当する者を除く。）及びその者と前記①から③までの一に該当する関係がある個人

〔注〕 同族会社のうちでも、非同族会社を同族判定基礎株主に含めて判定したことにより同族判定となった場合（非同族の同族会社）についても、ここである同族会社に該当します。

⑤ 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人（下図のB）及びその者と前記①から④までの一に該当する関係がある個人[令5（1）⑤]

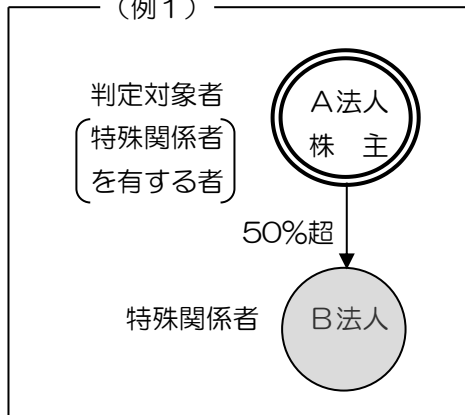
（例）



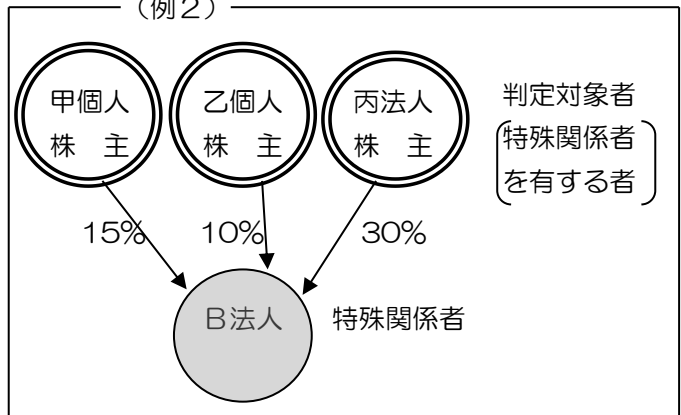
<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。※他の株主等については省略

⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社[令5（1）⑥]

（例1）



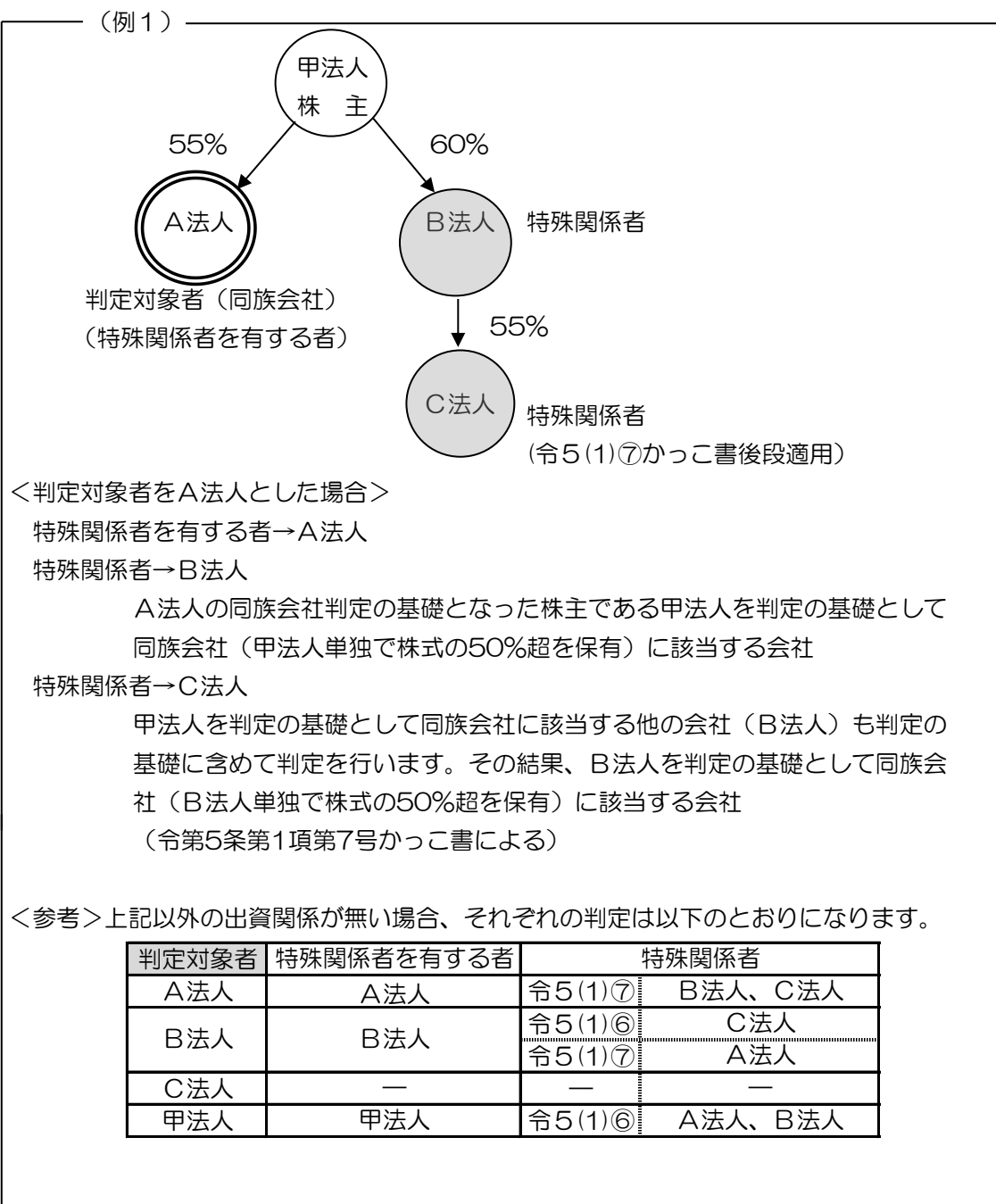
（例2）



<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

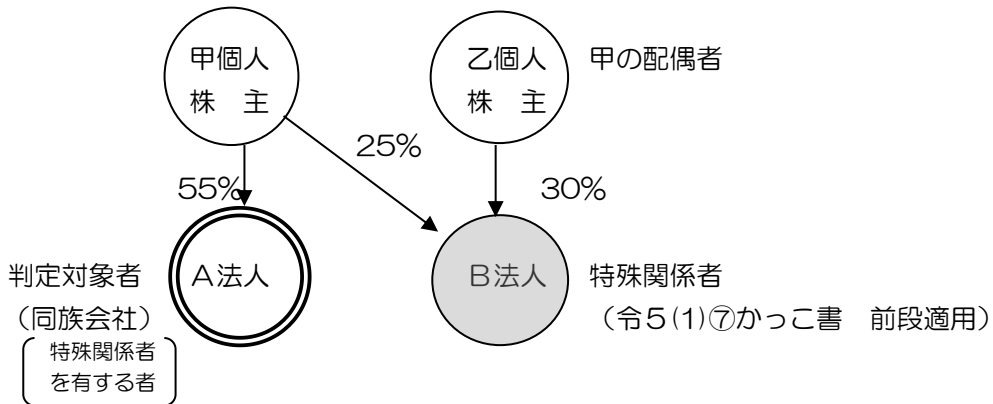
	判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者
例1	A法人	A法人	令5(1)⑥ B法人
	B法人	—	—
例2	甲個人	甲個人	令5(1)⑥ B法人
	乙個人	乙個人	
	丙法人	丙法人	
	B法人	B法人	令5(1)⑤ 甲個人、乙個人

⑦ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と前記①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社〔注〕 [令5(1)⑦]



〔注〕 「その判定の基礎となった株主又は社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社」とは、ある会社が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主等を他の同族会社の判定の基礎になる者とする、その株主等が他の同族会社の株式の50%超を保有していることをいいます。

(例2)



<判定対象者をA法人とした場合>

特殊関係者を有する者→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲個人及び甲個人と特殊の関係にある乙個人を判定の基礎として同族会社（甲、乙で株式の50%超を保有）に該当する会社

特殊関係者→甲個人（令第5条第1項第5号該当）

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である個人

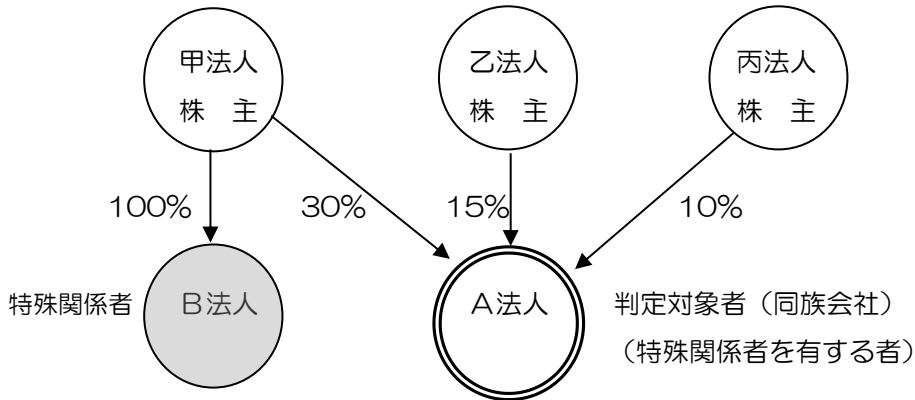
特殊関係者→乙個人（令第5条第1項第5号該当）

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲個人の配偶者

<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者
A法人	A法人	令5(1)⑤ 甲個人、乙個人 令5(1)⑦ B法人
B法人	B法人	令5(1)⑤ 甲個人、乙個人 令5(1)⑦ A法人
甲個人	甲個人	令5(1)① 乙個人 令5(1)⑥ A法人、B法人
乙個人	乙個人	令5(1)① 甲個人 令5(1)⑥ A法人、B法人

(例3) 一方のみ特殊関係者となる場合



<判定対象者をA法人とした場合>

特殊関係者を有する者→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主（甲法人・乙法人・丙法人）の一部である甲法人を判定の基礎として同族会社（甲法人単独で株式の50%超を保有）に該当する会社

\* B法人を判定対象者としたときは、特殊関係者は存在しません。（B法人の同族会社判定の基礎となった株主は甲法人のみであり、甲法人単独で株式50%超を保有する他の法人がないため。）

<参考> 上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
A法人	A法人	令5(1)⑦	B法人
B法人	—	—	—
甲法人	甲法人	令5(1)⑥	A法人、B法人
乙法人	乙法人	令5(1)⑥	A法人
丙法人	丙法人		

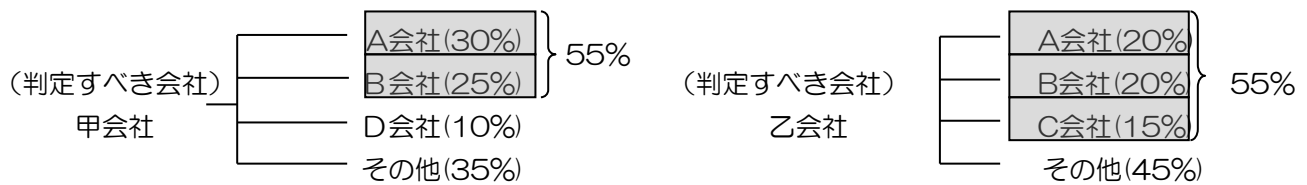
### (3) 同族会社の判定

同族会社とは、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式の総数又は出資金額（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の100分の50を超える場合のその会社をいいます。（以下便宜上株式会社を例にとって説明します。）

ここに「特殊関係のある個人及び法人」とは、法人税施行令第4条に掲げる同族関係者のことをいい、同族会社であるか否かはその会社の株主等の一人と当該株主等の同族会社を一つのグループとしてとらえ（以下「株主グループ」といいます。）、そのような株主グループ3個の所有する株式の総数が、その会社の発行済株式の総数の100分の50を超えるか否かによって判定することとなります。

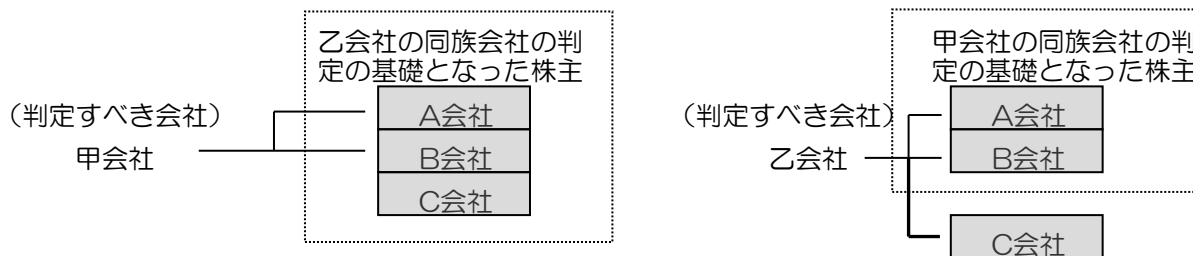
なお、3個の株主グループのうち第1順位及び第2順位の株主グループの所有する株式の総数がその会社の発行済株式の総数の100分の50を超える場合の第3順位の株主グループ、若しくは第1順位の株主グループの所有する株式の総数のみでその会社の発行済株式の総数の100分50を超える場合の第2順位及び第3順位の株主グループは、その会社が同族会社であるか否かの判定には、関与しなかったものとされます。

<事例3> ※ 同族会社であるかの判定をすべき会社の株主にその判定をする会社の株式（自己株式）を有する会社がないものとしての事例です。



この事例では簡略化のため同族関係者はないものとして考えます。この場合甲会社、乙会社はいずれも同族会社に該当し、 部分の株主が同族会社の判定の基礎となった株主に該当します。

ここで試しに甲会社と乙会社の同族会社の判定の基礎となった株主を入れ替えてみます。



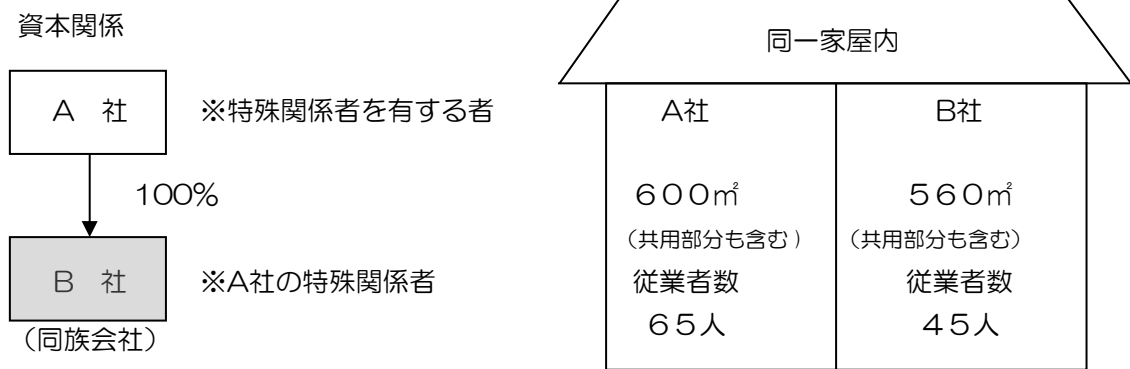
この事例において甲会社は乙会社の判定の基礎となった株主の一部（3社のうち2社）であるA会社、B会社を判定の基礎として同族会社に該当するため乙会社の特殊関係者となりますが、乙会社は甲会社の判定の基礎となった株主以外の株主であるC会社を判定の基礎に含むため甲会社の特殊関係者とはなりません。

#### (4) みなし共同事業の免税点の判定

特殊関係者を有することにより、事業がある場合（特殊関係者を有する者又はその者の他の特殊関係者の事業所等と同一家屋に存する特殊関係者の事業所等がある場合）における免税点の判定方法は次のとおりです。[令56の75（2）]

特殊関係者を有する者の免税点の判定については、共同事業とみなされた事業はそのすべてを自己が単独で行うものとして取り扱われ、当該事業に係る自己の事業所床面積又は従業員の合算で行われます。

(例)



<免税点の判定>

A社について

資産割	$600\text{㎡} + 560\text{㎡} = 1,160\text{㎡}$ (免税点超)	} (みなし共同事業)
従業員割	$65\text{人} + 45\text{人} = 110\text{人}$ (免税点超)	

※ 課税標準には特殊関係者B社の分は含めません。

B社について

資産割 560㎡ (免税点以下)

従業員割 45人 (免税点以下)

市内に他に自己の事業所がある場合は、その床面積や従業員数も合算して免税点の判定を行います。

#### (5) みなし共同事業の除外要件

同族会社等の特殊関係者を有する者が当該特殊関係者と同一家屋で事業を行っている場合、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされますが、次のような場合は、みなし共同事業の適用が除外されます。[令56の21(2)]

- ・ 同一家屋において事業を行うことについて、特殊関係者と特殊関係者を有する者との間になんら意思の疎通もないと客観的に認められる場合。（例：都市開発事業等の公共事業の施行に伴い権利床の取得等で結果的に同一家屋に同居する場合など）
- ・ みなし共同事業の規定を適用して計算した場合とを比較して、事業所税の負担が結果的に減少しない場合。